

議第 6 2 号 呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 1 6 年総務省令第 1 3 8 号。以下「基準省令」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 条例改正に係る基準省令の改正内容

(1) 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）の規定により、一般住宅や共同住宅の一部が、3 0 0 平方メートル未満の旅館・ホテル等（消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）別表第 1（5）項イに掲げる防火対象物の用途をいいます。以下同じ。）の用途に供される建物であって、特定小規模施設※に該当するもの（以下「住宅部分を含む特定小規模施設」といいます。）については、自動火災報知設備※に代えて、無線連動式などの簡易型の自動火災報知設備である特定小規模施設用自動火災報知設備※を用いることができるとされています。

また、住宅の用途に供される建物には、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）及び消防法施行令に基づき住宅用防災警報器等※を設置することとされています。

基準省令において、住宅部分を含む防火対象物の住宅部分に、自動火災報知設備を設置することで、当該住宅部分への住宅用防災警報器等の設置を免除することが可能である旨を規定している一方、住宅部分を含む特定小規模施設の住宅部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合にあっては、当該住宅部分への住宅用防災警報器等の設置義務が生じたままであることから、この度の基準省令の一部改正により、住宅部分を含む特定小規模施設の住宅部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、当該住宅部分への住宅用防災警報器等の設置を免除することが可能である旨の規定が追加されました。

※特定小規模施設

消防法施行令別表第 1 に定める特定用途に供する防火対象物のうち、延べ面積が 3 0 0 平方メートル未満の比較的小規模なものであって、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令で定めるものをいいます。

※自動火災報知設備

火災を初期の段階で自動的に感知し、警報を発して建物内にいる人に火災の発生を知らせる設備で、感知器、発信機、音響装置及び受信機がすべて配線で

接続された消防用設備です。

旅館・ホテル等，病院，養護老人ホーム等，延べ面積300平方メートル以上の不特定多数の人が出入りする店舗等，延べ面積500平方メートル以上の共同住宅等に設置が義務付けられています。

※特定小規模施設用自動火災報知設備

特定小規模施設に自動火災報知設備に代えて設置することのできる設備で，自動火災報知設備のように感知器，発信機，音響装置及び受信機を配線で接続する方式のほか，発信機，音響装置及び受信機が不要な無線式の連動型感知器を各部屋に設置して，どの部屋で火災が発生しても一斉に当該感知器を鳴動させ，火災の発生を知らせる方式があります。

※住宅用防災警報器等

火災により発生した煙又は熱を感知し，警報音により火災の発生を知らせる機器で，感知器のみで構成された住宅用防災警報器と感知器及び受信機で構成された住宅用防災報知設備の2種類があります。

(2) 住宅用防災警報器等の設置を免除することとするスプリンクラー設備に関する事項

消防法施行令の規定により，設置することで住宅用防災警報器等の設置を免除することができることとされているスプリンクラー設備について，同設備に備えることとされている閉鎖型スプリンクラーヘッド*の規格が基準省令に定められていますが，閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）で「1種」と種別されるものと同様であることから，同令と表記をそろえる改正がされました。

※閉鎖型スプリンクラーヘッド

閉鎖型スプリンクラーヘッドは，防火対象物の屋内の上部又は天井に取り付けられ，火災の熱によりヘッドの周囲温度が上昇すると，ヘッドの感熱体が破壊又は変形して，ヘッドの放水を阻止している栓などが外れて放水口から散水するものです。

3 条例改正の内容

基準省令の基準に従い，条例においても同様に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器等の設置免除ができるよう規定を追加するとともに，閉鎖型スプリンクラーヘッドの表記に係る規定の整理をします。

4 施行期日

公布の日